

(1)学校経営の基本方針

学校に関係する全ての子ども達、教職員が「安心できる」学校づくりを目指します。

そのために、安全な環境において学び、生活できるために、すべての子どもたちの人権が守られ、一人ひとりの子どもが児童からも教職員からも認められ大切にされる学校であること、教職員のワークライフバランスが保たれる働き方が維持される学校であることが求められます。これらが、児童、教職員の命を守り命を育むことにつながるとともに、学校関係者だけでなくコミュニティに住む人々の命さえも育まれることと考えます。

【めざす学校像】

1. 安全・安心がしっかり維持・確保される学校 ⇒ 人権感覚の向上、学校環境の保全を充実させます。
2. 授業が分かる学校 ⇒ 教職員の授業力・指導力の向上を図ります。
3. 信頼される学校 ⇒ コミュニティ(保護者・地域)の信託に応える教育を推進し、秩序ある学校の確立を目指します

【育てたい子どもの姿】

- | | |
|-------------|--|
| 1. 学習する子 | 「わかる」「できる」ように、基礎基本の定着を図ります。(知育) |
| 2. よく考える子 | 自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力を育みます。(知育) |
| 3. 思いやりのある子 | 相手の立場や気持ちを理解していこうとする見方、考え、態度を育みます。(徳育) |
| 4. 心身を鍛える子 | 日常の基本的な生活習慣を確立し、柔軟な心と体を育みます。(体育) |

(2)今年度の教育目標

「一人ひとりを大切にして、一人ひとりが輝ける学校」

【基本目標】

1. 自他の生命を大切にし、健康でたくましい子どもを育てる教育を推進します。
2. 安全教育の充実と安全な学校環境の確保及び、安全管理に努めます。
3. 人権感覚を高め、心豊かな人間性を育てる教育を推進し安心できる学校づくりを行います。
4. 学習指導要領の趣旨を理解し、「主体的に且つ協働的に学ぶ授業」「学ぶ楽しさのある分かる授業」の確立をめざして教員の授業力の向上のための授業改善を推進します。また、情報活用能力の育成等に向けた ICT を活用による授業展開を行い、児童が目的意識を持ったタブレットの使用と新しい Hirakata 授業スタンダード(5つの C 視点)を基に、「教え」から「学び」への転換を図ります。
5. 子どもたちの自学自習力の育成と基礎・基本の定着を図る教育を推進し、家庭学習と学校での学習をシームレスにつなぐ学習活動を進めます。

【基本方策】

1. 「認知能力(学力・体力)と非認知能力の向上」の充実
2. 「人権教育」「道徳教育」の充実
3. 「生徒指導」「生活指導」の充実
4. 「特別支援教育」の充実
5. 「コミュニティスクールの推進(地域・保護者との連携)」の5本柱に「業務改善の推進」と「情報発信」のプラスαで学校運営を進めます。

【基本方策の重点目標】

1. 「認知能力(学力・体力)と非認知能力の向上」

・・・9年間を見通した教育課程を編成し、子どもたちが主体的に、楽しく且つ深く学び、健康な生活を送るために

＜1＞授業力の向上 ―校内研修の充実―

(1) 基礎・基本を身につけ、子どもたちが主体的に学ぶ授業の確立

- ・PDCA サイクルを意識し、日々授業改善に取り組む。
- ・Hirakata 授業スタンダード(5つのC視点)に基づいた学習規律・授業のあり方を一人1台タブレット端末等のICT機器を効果的に活用しながら行う。
- ・「学習のきまり」を各学級で徹底し、学習に向かう姿勢を整える。
- ・学力調査等の課題から児童の実態を把握し、求められる認知能力を授業改善にも生かす。
- ・授業のめあて、まとめ、振り返りを明確にし、「学ぶ楽しさのある分かる授業」を確立。
- ・初任者及び経験の少ない教員の指導力の向上
- ・すべての教員の授業力の向上

(教員による相互参観週間の設定、全教員が指導案を書き授業を公開)

(2) 学習指導要領の趣旨を理解し「主体的・対話的で深い学び」のある授業の確立

子どもたちが「主体的に学ぶ」授業、言語活動を活発に行う授業のあり方について重点的に研究する。授業づくりでは、相手意識・目的意識の仕掛けが大切であり、もととなる単元計画づくりも行う。

・令和5年度校内研究主題(仮称)

「自力解決へ向けて、思考し、表現する力の育成」～算数科における基礎基本の定着を意識した授業実践を通して～

- ・ICTスキルの向上
- ・系統性を意識した授業づくり

＜2＞学習集団の育成

(1) 学習規律の確立

(2) グループやペアの活用(グループ学習に取組み、対話的な学びを深める。)

(3) 学習の見通しを持った授業計画(児童とともに単元計画を作成。単元のゴールの見通しを持った授業に取り組む。)

(4) 自学自習力の育成

- ・「家庭学習の手引き」の改訂や、タブレット端末の家庭学習での利用等、保護者とも連携して家庭学習の定着を図る。
- ・「基礎基本の定着」「自ら学び、自ら考える力の育成」「個を生かす教育の充実」を図ることを目的とし、担任と少人数指導担当の教員が協力して、個人差に応じたきめ細かな指導に取り組む。学習の形態は、子ども達の実態や単元・教材の特性を考えながら、習熟度別指導や、単純分割、課題別、T・T等指導などの指導方法を検討し、常に「生活に普段に生かせる力の付け方」を考えながら取り組む。
- ・今後、高学年の教科担任制導入を踏まえての模索も行う。

<3>教育課程についての研究

- (1)学習指導要領の定着を図るとともに「GIGA スクール構想の実現」に向けた「一人1台端末」等 ICT 活用環境が教育現場に不可欠になることを意識し、全教員が効果的活用を積極的に行う。特に授業改善に効果的な ICT の活用を図る。
- (2) 特別な教科「道徳」について、授業の進捗方法、評価の方法等、具体的な研究をさらに深める。
- (3)外国語(活動)
3年生から6年生まで、担任が中心に授業することを目標に、JTE がサポートをしながら外国語の授業について研究する。
- (4)食育・健康教育の継続
 - ・給食を教材にした食教育の推進。
 - ・「早寝、早起き、朝ごはん」*自分の生活を見直し、生活を変える『実践力』の 育成を図る
 - ・自分の健康について知り、健康に生きる意識を高める。
- (5) 総合的な学習の探究的な取り組みの実施。新聞づくりなどのつきたい力の系統性の把握。

<4>「GIGA スクール構想の実現」に向けたタブレット端末など ICT 活用の研究と推進

- (1)教科指導等におけるタブレット端末(アプリ使用)など ICT 機器の活用→(まなびポケット・ナビマ・リタリコ等)
 - ・デジタル教材を活用し各教科等の効果的に行う研究を行い、情報活用能力を育む。
 - ・自学自習の定着に向けた放課後学習や家庭学習におけるタブレット端末の効果的な活用。
- (2)子どもたちの情報活用能力の育成及び情報リテラシー教育や各教科でのプログラミング教育を積極的に行う。

<5>体力の向上のための方策

- 「体力」とは「運動をするための体力」と「健康に生活するための体力」であり、その根幹は「調整力(動作の習得)」「持久力(粘り強さ)」「瞬発 力(力強さ)」の共通理解を図り、取り組む。
- (1)児童に体力をつけるための効果的な体育の授業のありかたについて、教師間で交流し、共通理解を図る。
 - (2)「外遊び」の奨励
 - ・委員会等の呼びかけ、朝休みや20分休み、昼休みに教師もともに外に出て子どもと遊ぶ。

<6>小中一貫事業 月に一回交流会を持つ

義務教育9年間を見据え、桜丘小学校・桜丘中学校と連携し、人権教育・生徒指導・支援教育・学力向上等の取り組みを行う。

- (1)中学校区合同研修会、2小学校合同研修会の実施、及び2小学校図書館司書の連携
- (2)小中学校間の生徒指導の連携 及び、2小学校間での生徒指導の連携
- (3)教育相談体制の充実・連携 中学校スクールカウンセラーと「心の教室相談員」の連携、スクールアドバイザー、スクールソーシャルワーカー等の活用

2.「人権教育」「道徳教育」の充実

＜1＞人権教育の一層の充実

- (1)教職員一人ひとりが高い人権意識を持つ。
- (2)スクリーニングシートを活用し、児童の実態・状況把握に努め、人権に配慮したきめ細かな指導を行う。
- (3)学校を挙げて「いじめは絶対に許されない」という指導の推進を図る。
- (4)支援コーディネーターが中心となり、生活指導部長、生徒指導主事、「心の教室相談員」や中学校スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談体制の充実を図る。
- (5)いじめ不登校対策委員会や、セクシュアルハラスメント・体罰等相談窓口の相談機能の充実を図る。

＜2＞道徳教育の充実

道徳教育は、子どもが「よりよく生きる」ことがテーマであり、道徳の時間 35(34)時間を大切に考え、道徳教育を基盤として、生命の人切さや人を思いやる豊かな人間性を育む「心の教育」を充実させる。

- (1)教科書を中心に、「夢や志をはぐくむ教育」「『大切なこころ』を見つめなおして」(大阪府教育委員会)等の副教材も活用して道徳教育を推進する。
- (2)道徳の時間における指導内容・指導方法、評価の工夫・改善を図る。
- (3)保護者・地域(桜丘小、桜丘中を含む)と連携しながら、「心の教育」を進める。

3.「生徒指導」「生活指導」の充実

＜1＞生徒指導の充実

- (1)生徒指導を組織的に行うための体制を確立し、教職員全員が一致した体制で指導に当たる。
- (2)「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見、解消に努めること。また、毎年度、実効性が高いものとなっているか見直しを図ること。
- (3)不登校児童についての理解を深め、組織的に不登校児童に対する取組みを行う。
- (4)枚方警察、スクールサポーター、枚方市子ども見守りセンター(となとな)等の関係機関と連携し、地域一体となった子どもの見守り体制を構築する。
- (5)通常の学級における不登校児童、通常の教室に入りにくい児童等の背景をケース会議でスクールソーシャルワーカー、心の相談員、不登校支援員等と情報共有し、管理職、生活指導部長、支援コーディネーター等と対策を講じる。
- (6)未然防止への初期対応や情報共有のために、一人ひとりの情報が把握できるスクリーニングシートの作成と活用を図る。

＜2＞生活指導の充実

- (1)あいさつ・時間・掃除・整理整頓の徹底を図る。
・家庭や地域で、また友達、先生、来校されるお客さまなどにしっかりあいさつができるよう指導する。
- (2)チャイム着席の徹底
- (3)清掃・整理整頓の徹底
- (4)「学校のきまり」を守る→校内共有情報は引き続き児童だけでなく保護者にも「学校ブログ」「学校だより」で発信する。
- (5)交通ルールを守り、安全な登下校を指導する。(校舎周辺路駐禁止の呼掛け)
- (6)集団生活のマナーを指導する。「やさしい言葉づかい」「相手を思いやる言葉づかい」

4. 特別支援教育の充実

(1)インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」支援教育を進める。

支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を確立し、すべての教職員が一致した体制で支援教育を進めていく。

(2)校内研修を充実させ、支援教育に対する専門性の向上を図る。

(3)通常の学級に在籍する配慮が必要な児童に具体的な支援について検討する。(通級指導教室設置校の桜丘小との連携)

(4)児童の実態把握のためのスクリーニング調査を進める。

5. 「コミュニティスクールの推進(地域・保護者との連携)」

・地域の教育力を学校教育に生かす。

・学校評議委員の方々と学校が協働しながらコミュニティスクールの本格的な実施を行う。

(1)オープンスクール・日曜参観、授業参観(引き渡し訓練、情報リテラシー教育)等の設定。

(2) 地域行事への積極的な参加・地域教育協議会、地域交流会、地域パトロール等に、教職員が積極的に参加、結びつきを深める。

(3)地域人材による学校教育への協力

(4)見守り隊との連携